国費留学生のみなさんへ
学術奨励費受給者のみなさんへ

国際交流支援係です。

留学生の母国政府等の避難指示等のため、国外への出国等（日本国内における他の地域への避難も含む）により、3月分の在籍確認簿への署名が出来ない場合は、メール・電話等による代理での在籍確認が可能となりました。

ついては、下記について、3月28日（月）12:00までにメールでryugakusei-g@adm.c.u-tokyo.ac.jpまで至急お知らせ下さい。
☆ご両親や友人ではなく、必ずあなた自身が送信してください。

１．学年
２．氏名
３．現在連絡のつく電話番号

４．現時点（３月２５日）でのあなたの所在地を教えて下さい。

a.日本国内（都道府県名　　）
b.母国（国名　　）
c.その他（具体的に記入　　）

５．３月３１日までに、国際交流支援係の窓口へ来て在籍簿へ署名出来ない理由を教えて下さい。

a.母国政府・大使館による避難指示が出ているため
b.政府機関以外の公的機関による避難指示が出ているため
（避難指示を出した機関名　　）
☆a.bの場合は、避難指示を出した機関から発出されている避難指示を
確認出来る資料（大使館のHPやメール等）が必要です。
メール添付またはURL等をお知らせ下さい。
c.その他の理由
（詳細に　　）

なお、家族（親）の指示及び自己判断による出国・国内避難の場合は、対象外となります。

６．日本へ戻る予定
（具体的に日にちが決まっている場合は　　年　　月　　日）
（　　月頃を予定）
（その他　　）

なお、ビザの更新期限が間近な場合の取扱いについては、今のところ変更はありません。現行のルール上は「留学」のビザが切れた場合、奨学金の受給資格はなくなりますので、注意してください。

東京大学総合文化研究科
国際交流支援係